

# 相続ニュース

Vol.0098

2016年2月8日(月)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

## 相続税をサザエさんで考える

### はじめに

相続税と聞くとどうしても難しいと考える方も多いと思います。今回は長寿アニメのサザエさんを例に考えていきたいと思います。

### 磯野波平が亡くなった場合

サザエさん一家が暮らしている「あさひが丘駅」周辺は東京都世田谷区桜新町ということになっており、この周辺の土地は高いところで1平米あたり45万円程度とされています。問題は磯野家の敷地が何平米あるかですが、間取りを元に計算すると300平米程度(約90坪)という説が有力となっているようです。これを元に計算しますと45万円×300平米で評価額1億3500万円となります。しかしながら相続税の計算の際には「小規模宅地等の評価減」という特例があり240平米を限度に評価を80%減じることができます。よって、45万円×240平米×0.2+45万円×60平米の算式により、評価額は4,860万円となります。もちろん建物の評価額を考慮する必要がありますが、建物の構造から考えてもさほど価値はないと思われます。また、貯蓄等の現金資金も相続財産となりますので、退職金等を考慮すると1,000万円以上の現金が磯野家には存在し、相続財産としては5,860万円以上あると考えることができます。

### 法定相続人と基礎控除額

磯野波平が亡くなったときの法定相続人は配偶

者であるフネ、子であるサザエ、カツオ、ワカメの4人となります。亡くなった日が平成27年1月1日以降の場合、相続税の基礎控除は「3000万円+600万円×法定相続人の数」なので、5,400万円となります。よって、磯野波平の相続財産(5,860万円)が基礎控除を上回るため、確実に相続税が発生すると考えられます。

### 磯野家が採るべき相続対策

では、磯野家が採るべき相続対策を考えてみます。一番手っ取り早いのは孫のタラちゃんと波平が養子縁組をして、波平が亡くなった際の法定相続人としてしまうことでしょうか。そうすることで、相続税の基礎控除が6,000万円とすることができ、相続税の節税をすることができます。マスオさんを養子することも検討できますが、養子は1人までしか法定相続人にすることができません。マスオさんが亡くなった場合、タラちゃんに対する2次相続が予想されるため、養子はタラちゃんが無難だと思われます。また、波平が定年後も長生きするとした場合、毎年家族6人に非課税110万円を限度に贈与するのも効果的です。

### おわりに

現在、相続により相続税を支払う必要があるのは、日本で約5%の高所得者と言われています。庶民の象徴であるサザエさん家族が相続税を支払う可能性があると考えると少し複雑ですが、身近な例で相続税を考えるとさほど難しくないと考えられます。参考にして頂けると幸いです。